（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～五　（略） 六　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　（略） ロ　受給資格者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 （削る） ハ｜ホ　（略） 七　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 （削る） ハ｜（略） （死亡の届出） **第十二条**　受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。 一　氏名 二・三　（略）	（認定の請求） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～五　（略） 六　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　（略） ロ　受給資格者が令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ハ　受給資格者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ニ～ヘ　（略） 七　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ハ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ニ　（略） （死亡の届出） **第十二条**　受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。 一　氏名及び個人番号 二・三　（略）